

世界の放送通信独立規制機関の現状

メディア研究部 海外メディア研究グループ

2009年8月の総選挙で勝利した民主党政権は、政策公約に掲げた放送通信改革に着手している。なかでも、放送通信分野の規制の見直しとして注目された“日本版FCC”構想は、政権交代後の原口総務大臣ら関係者の発言によると、放送に対する国の恣意的な介入を阻止するため、日本独自の「言論の砦」としての監視機関を設置する方向へと軌道修正が行われたようである。この問題は、同年12月に設置された「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」に議論が委ねられている。

昨秋以後、多くの識者が指摘しているように、世界の国々では行政府から独立した放送通信規制機関が設置されている。放送文化研究所では、80年代に欧州における商業放送解禁に伴い導入された独立規制機関に焦点を当てた大谷堅志郎による論文「放送に関する独立規制機関～欧州諸国における制度化と多様性」(年報1997年)を発表している。また、1997年当時の橋本内閣による行政改革で検討された「通信放送委員会」構想を背景に、放送制度国際比較プロジェクトとして「主要国における放送に対する独立行政機関の概要」(『放送研究と調査』1998年2月)を発表した。

その後メディア状況は激変し、各国政府はグローバル経済を意識した制度設計に迫られ、各国における放送通信分野の規制の在り方も再

検討されてきた。第1に挙げられるのは、アジア諸国の動きである。韓国では2000年に放送行政を担う放送委員会が設置され、2008年には放送通信分野の規制を併せ持った放送通信委員会へと改編された。また、台湾においては、2006年にアメリカのFCCをモデルに国家通信放送委員会が設置されている。一方、ヨーロッパでは、放送通信融合時代に対応した電気通信の自由化と放送通信分野の公正競争の確保を主要な目的に、1997年以後EU加盟各国で制度見直しが行われた。そうしたなかで、イギリスではOfcom (Office of Communications) というスーパーレギュレーターが誕生している。また、融合化の中で単一の機関に規制権限が集中する傾向がある中で、ドイツは依然として国内16州のうち州レベルで14のメディア監督機関を維持し、全国的な課題については全機関で連携する体制がとられている。

独立規制機関の設置はまさに世界の潮流であるが、規制機関の成立や権限、財源、さらには行政府からの独立性の保障など、現実の独立規制機関は多様であるとも言える。今回、海外メディア研究グループでは、改めて各国の独立規制機関の在り方を平成22年度の共通研究テーマとして調査研究をスタートさせている。この稿では、全般的な概況を示し、その後、米、英、仏、独、台、韓の6か国・地域について詳細な報告を行う予定である。(中村美子)

アメリカ FCC

FCC (Federal Communications Commission, 米連邦通信委員会) は、1934年に設立された世界で最も古い独立規制機関である。ラジオ、テレビ、電話、衛星、ケーブルなど「放送」と「通信」全般を管轄の対象とし、行政機能としては産業の「立案・振興」と免許付与や制裁などの「規制」の権限をあわせ持つ。

FCCは5人の委員 (Commissioners) からなる議決部門の委員会と約1,900人のスタッフ部門とで構成されている。委員会は委員長1人と委員4人からなり、審議事項を「合議制」で議決する。委員は、大統領が上院の助言と承認を受けて任命し、任期は5年で再任も可能だが、同一政党からは3人までと決められている。現在は、オバマ大統領が任命したJ.ジェナコウスキー委員長を含め3人が民主党系、2人が共和党系の委員である。

スタッフ部門は、メディア局や無線通信局など7つの局と、技術や広報、監査などを担当する10の室に分かれている。2009年度の年間予算は約3億3,900万ドル (約305億円)。

FCCは、立法府である連邦議会に対して直接責任を負い、年次報告書を提出する義務などが課せられている。上院では商務・科学・運輸委員会、下院ではエネルギー・商務委員会がFCCを監督する。行政府に対しては責任は負わないが、大統領が委員長および委員を任命するため、間接的にFCCに影響力を行使することができる。

FCCは「1934年通信法」に基づいて創設されたが、前身となるFRC (連邦無線委員会) を作る段階で、委員会を商務省傘下に置くか、あ

るいは独立した委員会にするかについて、議会上下院で激論が交わされた。独立機関を支持した上院案は、その理由として「放送免許を交付する権限は強大なため、一人の行政官、単一の行政省にゆだねるべきではない。放送を規制する機関は、政治的影響力や恣意的な支配から可能な限り独立していなければならない」と主張した。一方、商務省傘下を支持した下院案は、「商務長官は大統領を通じて国民に責任を負うが、独立行政委員会は政治的な責任があいまいである。理論的には連邦議会に責任を負うが、実態的にはどの機関にも従属しないし監督も受けない。こうした制約から自由な委員会は、最悪な形の官僚組織になる恐れがある」と訴えた。結果的にFRCは両者の妥協の形をとることになり、それはFCCが議会に従属する一方で、委員長は大統領によって任命されるという形で引き継がれている。

放送・通信事業に関して規則を制定したり制裁を課したりして大きな権限を持つFCCだが、その裁定に異議申し立てがある場合、連邦控訴裁判所に提訴できることも特徴である。最近の例で知られているのは、2004年にスーパーボールのハーフタイムショーで歌手のJ.ジャクソンの胸が生放送中に露出した問題で、FCCがCBSに対して55万ドルの罰金を科した一件がある。FCCはCBSが適切な予防策をとらなかったとする一方で、CBS側はFCCの制裁は恣意的であるとして、発生から5年以上経った現在も両者の争いは続いている。司法への道が開かれていることに加え、定期的にOpen Meeting (公聴会) が開催され一般の人も自由に参加できるなど、FCCは政策に多様な意見を反映させる道を開いている。

(柴田 厚)

イギリス Ofcom

「我々は、融合しつつある新しい放送通信環境を理解し、一連の明快な原則に基づいて行動できるような専門知識とビジョンを備えた規制当局、Ofcomを新たに設置する。Ofcomは、電気通信と放送における競争を促し、業界に柔軟性を許しつつ、視聴者の期待に十分応え、かつ高いレベルの質と多様性を維持するような新たな枠組みによって、テレビとラジオを規制する」。

(2000年放送通信白書序文)

こうしたイギリス政府の政策をもとに、放送と通信分野を一元的に規制監督する機関として、Ofcom (Office of Communications: 放送通信庁) が設置された。Ofcomは、それまでの商業テレビ放送の免許付与・監督機能を持つITC、同じく商業ラジオ放送分野のRA、電気通信分野のOfcom、電波監理を所管するRadio Communications Agency、プライバシーの侵害など番組苦情を取り扱うBSCの5つの機関の組織および機能を統合したものである。一方、放送と通信分野を所管する省庁一本化は行われておらず、文化メディアスポーツ省 (DCMS: Department for Culture, Media and Sport) とビジネス・イノベーション省 (BIS: Department for Business, Innovation and Skills) とが連携して、放送通信分野の政策決定を行っている。

Ofcomは、『2002年Ofcom設置法』によって既存機関の統合と体制整備が行われ、『2003年放送通信法』をもとに、1.電波監理: 放送・通信用免許の付与・没収、免許更新の審査、放送用周波数の割り当て等、2.市場調査・放送事業者の業績モニター、3.規則、コード(ガ

イドライン) の制定、4.紛争の裁定、5.制裁、6.メディアリテラシーの促進といった任務が課せられている。Ofcomは、決定機関として有識者を中心とした9人(非執行6人、執行3人)の委員によるOfcom委員会が設置され、非執行委員はDCMSとBISの両担当相によって任命される。業務分野が多岐にわたっているため、Ofcom委員会を補佐する専門集団として、法務、市場、コンテンツ、競争など専門チームから成る事務局が設置され、事務局長(業務執行責任者)はOfcom委員会に加わるほか、Ofcom業務のスポークスマン的な役割も果たしている。

また、放送規制に関して新たな規制構造が導入された。その背景には、衛星放送やケーブルテレビなどプラットフォームの多様化とデジタル技術によって放送番組・チャンネル数が爆発的に増加し、メディアの市場化が急速に進んでいることがある。政府はこの分野において競争促進によって経済活動を活性化させる一方、市民の権利を保護するという政策目的を達成する必要から、受信許可料によるBBCと広告収入による地上商業テレビによる伝統的な公共サービス放送の役割を維持するための規制の見直しに迫られた。その結果、地上商業テレビの各免許条件の順守について、規制当局による詳細な検証を行う制度規制から、各事業者が免許条件に沿った自主目標の設定と当局、Ofcomによる検証という自主規制・共同規制へと変化させた。また、今後予測されるメディア環境の変化のなかでもイギリスの公共サービス放送を維持するため、Ofcomには5年ごとに現状を検証し、業界・市民による公共サービス放送への評価と期待を把握し、政府へ見解を提出する任務が新たに加えられている。

(中村美子)

フランス CSA

「視聴覚コミュニケーションは自由である」。1982年に制定された視聴覚コミュニケーション法はこう高らかに宣言した。中央集権的な国家フランスは戦後も長い間放送の国家独占体制を堅持してきた。しかしこの宣言によって民間参入の道が大きく開かれ、80年代にはカナルプラス、メトロポール6等4つの商業放送が次々と誕生した。こうした流れに対応するため、独占的公共放送時代には不要だった商業放送に対する許認可の担い手が必要となった。また政治的な介入の余地を狭めるため、政府の監督権限の多くを独立法人に移すべきだという気運も高まった。こうした中で82年法に基づきヨーロッパでは初めての独立規制機関がフランスに誕生した。

80年代のフランスは第一次の保革共存・コアビタシオンが成立するなど政権のありようが変転し、その都度独立規制機関も作り変えられた。社会党単独政権となった翌年89年に設置されたCSA (Conseil Supérieur de l'Audiovisuel: 視聴覚高等評議会) は3代目の規制機関である。設置の根拠となっているのは89年に修正された「コミュニケーションの自由に関する86年法」で、CSAは自由で多様な視聴覚コミュニケーションの発展を保障する要となるよう位置づけられている。

CSAは政府や議会に対して放送行政等に関する意見を表明することはできるが、自ら法令等を制定することはない。インターネットや携帯電話を含む視聴覚コミュニケーションに対する監督業務が中心である。評議会のメンバーは9人、原則毎週1回開かれる合議で放送免許の

付与、放送に対する警告、催告、制裁などの事項を決定する。現在のメンバーの内4人は官僚出身、5人はいずれも放送の経験のあるジャーナリスト出身である。評議員はそれぞれ担当が決まっており、その下で地方を含めて合わせておよそ400人のスタッフが日常的に放送コンテンツの監視業務等に当たっている。権力の濫用につながる事前の検閲はない。放送されたコンテンツについて改善の必要や、違反・逸脱があった場合、CSAは意見表明や催告を行う。制裁権もあり、罰金、番組の一時停止、免許の一時停止、免許取り消し等の段階がある。

毎週1回開かれる評議会で制裁措置等が決定され、CSAの月刊誌で公表される。2008年7月、CSAはラジオ局「Skyrock」に対して20万ユーロ(約2,600万円)の制裁を科すことを決定し公表した。86年法では16歳未満に対して有害な暴力的なものやエロチックな内容のものなどを、午前6時から午後10時半までの間に放送してはならないことになっている。しかしCSAによればこのラジオ局は、2007年9月13日の午後9時7分からの30分の番組の中でこうした内容のものを放送したというのが制裁の理由である。このラジオ局は2006年1月にも同じようなケースで5万ユーロの制裁をCSAから科されている。

量的規制による仏語・仏文化の擁護も、特徴的である。86年法に基づいてラジオの音楽番組の歌の内、原則40%以上はフランス語の歌でなければならないと規定されている。2008年6月CSAはラジオ局「Vitamine」の4月を通じての番組全体でこの規定が守られず、フランス語の歌の割合が総量で28.1%に留まったと警告を発している。根気のいるモニタリングである。

(新田哲郎)

台湾 NCC

台湾のNCC（国家通信放送委員会）は、通信と放送が融合する時代に合わせ、アメリカのFCCを主なモデルとして、2006年に設立された独立規制機関である。しかし国民党を中心とする「藍」派と、民進党を中心とする「緑」派の間で政治的な二極対立が鮮明な台湾では、NCCは成立当初から政争の影響を強く受けた。学識経験者などで構成するとされているNCC委員の選出について、当時立法院（国会）で多数だった国民党などの野党は、行政院（内閣）が委員を選出することに反対、立法院が議席に比例して推薦する審査委員が投票でNCC委員を選出するとの法案を強行採決で可決、13人の委員のうち8人を野党系で占めることに成功した。しかし政争に嫌気がさした委員4人が就任を辞退、発足時には野党系7人、与党系2人という、政治的バランスを失った形になった。与党は「行政権の侵害」と強く反発し、行政院が司法院（最高裁）に対し憲法解釈を求めたところ、司法院はNCC委員の選出方法を定めたNCC組織法の一部が違憲との判断を示した。結局2007年12月、NCC委員の選出は、行政院が指名し立法院が同意権を行使する形にする法改正が通過して一段落したが、こうして生まれた第2期NCC委員は、国民党政権が指名し、同党が多数を占める立法院が同意権を行使する形になった。野党民進党には、NCC委員が総じて「与党寄り」だとの不満があり、具体的には野党系が多いとされる非合法ラジオ局の取り締まり問題などが論争を呼んでいる。

NCCの法的根拠となるのは、2004年1月に公布された通信放送基本法と、2005年11月に

公布された国家通信放送委員会組織法の2つである。通信放送基本法では、第1条で「科学技術の流れに沿って、通信・放送の健全な発展を促進し、国民の権利を守り、消費者の利益を保障し、多元的な文化の質を高めるため、特に本法を制定する」とその目的を定めている。また第3条では、「通信・放送の管理事項を有効に処理するため、政府は法に基づいて独立の職権を行使する通信放送委員会を設置しなければならない。国家の通信・放送における資源配分の計画および産業界の指導・奨励は行政院の担当機関が法に則りこれを行う」と定め、従来通信事業を管轄していた交通部と、放送事業を管轄していた新聞局はそれぞれ産業振興のマクロ計画などを担当し、事業監督の実務はNCCが行う形にした。

NCCの諸業務の中で議論を呼びやすいのが、コンテンツ規制と「言論の自由」の問題である。台湾の大手紙「りんご日報」が2009年11月からネット上で試験サービスを始めた「動新聞」というサービスは、実際に起きた事件などのニュースで、映像が取れていない情報についてCGによる動画を作成して再現するもので、りんご日報はニュースを分かりやすく伝える一つの方法として導入した。しかしニュースの対象が犯罪、特にセクハラや性暴力の事件などに偏り、被害者や加害者への人権侵害や犯罪教唆のおそれも指摘され、人権団体などが合同でりんご日報への抗議活動を行った。NCCが取り締まりの法的根拠に苦慮する中、台北市政府は未成年の視聴禁止のレーティングを怠ったとして、児童及び少年福祉法違反を理由に罰金処分を決定、これがおおむね世論の支持を受けたことから、NCCの「不作為」への批判も出た。

（山田賢一）

韓国 KCC

韓国の放送・通信を所管するKCC（韓国放送通信委員会）は、イ・ミョンバク（李明博）政権スタート直後の2008年2月、それまで放送行政を担っていた旧放送委員会（KBC）と、通信行政を担っていた旧情報通信部の各行政・規制機能を統合して発足した大統領直属の合議制機構である。

法的根拠は同年2月に公布、施行された「放送通信委員会の設置および運営に関する法律」である。同法第3条では、KCCを、放送と通信に関する業務を遂行するために置かれた中央行政機関とみなす一方で、放送事業者の許可・再許可・承認・登録・取り消し、放送番組・放送広告の運用・編成に関する事項などについては、首相の行政監督を受けないとしている。

委員会は、委員長と副委員長各1人を含む5人の委員で構成される。5人の委員のうち、委員長を含む2人は大統領の指名、3人は国会の推薦による。国会は大統領が所属、あるいは所属していた政党の交渉団体（院内会派）から1人、その他の交渉団体から2人を推薦する。2010年1月時点のメンバーは、ジャーナリスト出身が2人、アカデミズム出身が2人、官僚出身が1人となっており、任期は3年、いずれも大統領が任命する。なお、閣僚級の権限を持つ委員長には、現大統領の側近として、大統領選挙の際に中心的な役割を果たした東亜日報出身のチェ・シジュン（崔時仲）氏が就任した。韓国では長らく旧KBCと旧情報通信部の利害対立から、IPTVなどに象徴される放送通信融合サービスが遅々として進んでこなかったが、KCCの発足によって本格的な推進が可能

となったことを歓迎する一方で、委員長に大統領の側近を起用するなど、KCCの独立性と中立性について危惧する声も出ている。

KCCの組織は、本部が企画調整室、放送通信融合政策室、放送政策局、通信政策局など2室4局6官32課3チームより構成されており、主要業務としては、①放送通信融合政策の立案、融合サービス活性化および関連技術開発、電波に関する政策の立案、②放送・通信政策の立案、放送・通信市場競争活性化政策の立案、③利用者保護政策の立案、事業者不公正行為調査および紛争調整、などが挙げられる。人員は2009年9月時点で491人、傘下組織の電波研究所、中央電波管理所まで含めると計1,612人になる。

主な財源は、一般政府予算と放送関連事業促進のために設けられた放送発展基金（最大の財源は地上テレビ局の広告収入の法定負担金）である。2009年の運営予算は6,113億ウォン（約500億円）で、内訳は一般政府予算3,189億ウォン、放送発展基金2,913億ウォン、その他12億ウォンとなっている。

現在、番組審議については「放送通信委員会の設置および運営に関する法律」第18条により設置が定められた「独立的に事務を遂行する」放送通信審議委員会が実施している。この組織は、旧KBCと旧情報通信部の各審議機能が統合して発足したもので、審議委員は、大統領が委嘱した9人により構成される。審議内容の90%以上はインターネット、電話、手紙で寄せられた国民からの訴えに基づくものである。これらの訴えは、放送、通信ごとに設けた小委員会で審議するが、放送に関しては、番組内容や公正性に関するものが多いようである。

（田中則広）

独立規制機関 6 か国一覧表

	アメリカ	イギリス	フランス
テレビ事情	地上商業4大ネットワーク(ABC, CBS, NBC, Fox) および多数の専門チャンネル。公共放送は、1967年公共放送法により設立された非商業テレビ局の連合体PBS。	公共放送BBCと地上商業テレビ(ITV, Channel 4, Five)。多数の専門チャンネル。	公共放送は France Télévisions が F2, F3, F4, F5 の4チャンネルとドイツと共同の ARTE が1チャンネル。商業放送の全国放送は TF1, Canal Plus, M6 の3局。その他30あまりのローカル局。
独立規制機関	FCC (Federal Communications Commission, 連邦通信委員会)	Ofcom (Office of Communications, 放送通信庁)	CSA (Conseil Supérieur de l'Audiovisuel, 視聴覚高等評議会)
設置年	1934年	2003年 (2002年設置法により活動開始)	1989年 (初代は82年設置でCSAは3代目)
根拠法	1934年通信法, 1996年電気通信法	2003年放送通信法	コミュニケーションの自由に関する86年法 (89年修正)
組織	委員長1, 委員4による合議制(同一政党からの委員は3人までに限定)。任期は5年だが、再任も可能。通常、政権が替わると委員長も交代する。委員長には法曹界出身者が多い。委員は、FCC職員や他の行政機関職員、連邦議会スタッフ経験者など多岐にわたる。スタッフ数約1,900人。	Ofcom 委員会 (Ofcom Board) : 合議制。委員長と副委員長を含む6人の非執行役員と3人の執行役員とで構成。委員の任期は1期平均3年。現在、エコノミスト、放送・新聞ジャーナリズム、通信業界などの出身者が就任。業務執行責任者 (Chief Executive) をおき、業務の円滑な運営を行う。CEは、業務執行グループの代表による執行委員会を主宰し、Ofcom 委員会に委員として参加する。スタッフ数は約800人。	評議会のメンバーは9人、共和国大統領、上院、下院議長がそれぞれ3人を選出。メンバーは65歳以下で兼職は禁止。任期は6年で2年ごとに3人を入れ替える。2009年末時点のメンバーは官僚出身4人、ジャーナリスト出身5人。スタッフは約400人。
運営財源	放送・通信事業者から徴収する免許料、行政(管理)手数料。2009年度は3億3,900万ドル(約305億円)。	放送・通信事業者から徴収する免許料、行政(管理)手数料、政府交付金。2009年度予算:1億3,680万ポンド(約200億円)。	政府予算。2008年の事業費は3,439万ユーロ(約46億円)。
目的	1. 合理的な料金による迅速な通信サービスの提供 2. 通信の規制 3. 通信の利用による生命・財産の安全の向上 等	1. コミュニケーション関連事項において、市民の利益を促進すること 2. 適度に競争を促進することによって、関連市場における消費者の利益を促進すること	1. 自由で多様な視聴覚コミュニケーションの発展を保障 2. 政治的多元性、社会的多様性の尊重と確保 3. 未成年者保護 4. 仏語、仏文化の擁護
機能	1. 電波監理 放送・通信用免許の付与・没収、免許更新の審査、放送用周波数の割り当て 等 2. 規則の制定 3. 紛争の裁定 4. 制裁	1. 電波監理 放送・通信用免許の付与・没収、免許更新の審査、放送用周波数の割り当て 等 2. 市場調査・放送事業者の業績モニター 3. コード(ガイドライン)の制定 4. 紛争の裁定: 苦情処理 5. 制裁 6. メディアリテラシーの促進	1. 電波監理 周波数割り当てと利用の監理 放送免許の付与、更新、没収 2. 放送行政に関する政府・議会の諮問に対して意見表明 3. 公共放送に対する意見表明 4. 政治的多元性確保のための監視 5. 選挙放送に関する規則の制定 6. 義務違反に対する注意喚起と公表、釈明要求、制裁
政府との関係	大統領が議会上院の助言と承認を受けて FCC 委員を任命する。行政への説明責任はない。	政府(文化メディアスポーツ相とビジネス・イノベーション相)が、6人の非執行役員を任命し、非執行役員による指名委員会が、3人の執行役員を任命する。政治等の影響を受けないように、公人任命委員会によるコードに沿って、ガラス張りの選考過程をとる。政府に対し政策意見を提出する。	大統領が CSA の委員長を指名する。CSA は毎年、活動報告書を作成し、大統領、政府に提出する。CSA は政府から放送行政等に関して諮問または検討を依頼された場合に意見表明する。上下両院議長評議会メンバーを選出。
議会との関係	連邦議会に対し、責任を負う。議会が FCC 予算を審議。議会上院では、商務・科学・運輸委員会など、下院ではエネルギー・商務委員会の電気通信小委員会などが FCC を監督する。	議会への年次報告書の提出など説明義務を負う。議会は Ofcom の予算を承認する。	CSA は議会に活動報告書を提出。上下両院の議長、委員長から放送行政等に関して諮問または検討を依頼された場合に意見表明する。上下両院議長評議会メンバーを選出。
コンテンツ規制	○有害コンテンツ規制 ・子ども番組放送の義務づけ(週3時間) ・Vチップの受信機内蔵の義務づけ ・品位を欠く番組の禁止	○3層規制 ・一般番組規制(有害コンテンツ規制を含む) ・悪い言葉・性・暴力規制、正確さ・公正さ、プライバシーの保護、名誉棄損 ・量的規制 独立番組制作者委託の25%クォータ、地域放送制作義務、欧州・英国内番組制作の50%クォータ ・公共サービス放送と規定された地上商業テレビ規制 ○広告規制	○番組規制 ・客観報道と政治的多様性確保のチェック ・有害コンテンツ規制 暴力、過度な表現等からの青少年保護 ・仏語、仏文化擁護のため仏語による歌の量的規制 ○広告規制
公共放送との関係	公共放送も規制	BBC は、第1層と第2層の規制を受け、違反があれば、罰金支払いの制裁を下される(BBC2の不祥事では15万ポンドの罰金)。しかし、「正確さと不偏不党性の遵守」については、BBCトラストの専権事項。	これまで公共放送 France Télévisions と Radio France の会長は CSA が指名してきたが、2009年3月に発効した新法で大統領が任命することとなり解任も可能となった。France Télévisions の経営委員会の5人のメンバーと、Radio France の経営委員会の4人のメンバーは CSA が指名する。公共放送は CSA の様々な規制を受ける。 1. 公共放送の業務運営に関して政府へ意見具申 2. 義務違反に対する注意喚起と公表、釈明要求 3. 選挙放送に関する規則の制定 4. 政治報道番組における多元性確保のための監督

ドイツ	台湾	韓国
公共放送のARDとZDFが、両者合わせて21のチャンネルを放送(外国との共同チャンネルを含む)。商業放送はProSieben Sat.1, RTLが複数の衛星チャンネルを放送。ほかに多数の無料衛星チャンネル。	公共放送は公共テレビと中華テレビで、地上商業テレビは台湾テレビ、中国テレビ、民視テレビ。ケーブル向け衛星局としてTVBS、東森、三立、年代、八大、緯来など多数。ローカル局はない。	地上テレビは、公共放送KBS(韓国放送公社)、EBS(教育放送公社)、準公共放送MBC(文化放送)が全国放送を実施。また、商業放送SBSも地方の商業放送各社とネットワークを組み、ほぼ全国をカバー。その他、衛星放送やケーブルテレビに多数の専門チャンネルあり。
州メディア監督機関(Landesmedienanstalt)放送に関する権限を各州が持つため、各州におかれ、国内に14ある。放送を一元的に監督する中央機関は存在しない。	NCC(National Communications Commission, 国家通信放送委員会)	KCC(Korea Communications Commission, 韓国放送通信委員会)
州ごとに異なるが、旧西ドイツの各州では1984～87年、旧東ドイツの各州では、統一後の1991年以降順次設立。	2006年	2008年
各州の州放送法、州メディア法	通信放送基本法(2004年1月公布)、国家通信放送委員会組織法(2005年11月公布)	放送通信委員会の設置および運営に関する法律
合議制の評議会が決定機関で、メディア界、産業界ほか、社会の各層を代表する委員で構成される。委員人数は各州メディア監督機関で異なり、最少で7人、最多で47人、任期は平均5年。執行部門をおき、業務運営を行う。スタッフ数は、最少で17人、最多で76人、14機関の合計で約400人。全国的な課題については、14機関の合同で組織するALM(州メディア監督機関連盟)で調整や決定を行う。	主任委員1、副主任委員1、委員5による合議制(第一期は定員13人で、うち主任委員1、副主任委員2だった)。委員は通信・情報・放送・法律或いは財政経済などの専門的な学識や実務経験があることが条件とされる。現在のメンバーは政治大学教授の彭芸主任委員をはじめ大部分が大学教授。スタッフ数は約500人。	委員会は、委員長と副委員長各1人を含む5人の委員で構成。5人の委員は大統領により任命。任期は3年。委員長は閣僚級の権限を持つ。委員の資格要件として、法曹界やメディア界での職務経験や、研究者としての経験が制度上要求される。メンバーはジャーナリスト出身2人、アカデミズム出身2人、官俸出身1人(2010年1月時点)。スタッフ数は傘下組織を含め計1,612人(2009年9月時点)。
受信料。2008年度の事業費は、14の州メディア監督機関の合計で、1億3,700万ユーロ(約184億円)で、受信料徴収総額(72億6,048万ユーロ=約9,700億円)の2%相当。	人件費(年5.8億円=約17億円)は全額府予算でまかない。業務費は事業者からの特別許可料・許可料・周波数使用料等の一部を使用する。2008年の業務費は約4.8億円(約14億円)。	予算は、一般府予算と放送関連事業促進のために設けられた放送発展基金(最大の財源は地上テレビ局の広告収入の法定負担金)。2009年の運営予算は6,113億ウォン(約500億円)で、内訳は一般府予算3,189億ウォン、放送発展基金2,913億ウォンなど。
1. 商業放送の発展の枠組み作り 2. 意見の多様性の保障 3. 未成年者、視聴者の保護	1. 通信・放送市場の競争環境確保と公衆の利益の保障 2. 通信・放送サービス業務の発展と国家の競争力の向上	1. 放送と通信の融合に対する積極的な対応 2. 放送の自由と公共性及び公益性の保障 3. 放送と通信のバランス良い発展 4. 国際競争力の強化 など
1. 放送免許付与、没収、更新、放送周波数の割り当て 2. 商業放送における意見の多様性の確保のための監督 3. 商業放送の番組ガイドラインの制定と違反事業者に対する処分 4. 商業放送の技術的発展の推進 5. 非営利のオープン・チャンネルの管理 6. メディア研究 7. メディア・リテラシーの促進 8. デジタル・デバイドの解消 など	1. 通信・放送監視政策の制定、法令の制定・立案・修正・廃止・執行 2. 通信・放送事業運営の監督管理と事業免許の発行 3. 通信・放送関係の設備の試験 4. 通信・放送工事技術規格の制定 5. 通信・放送のコンテンツのレーティング制度とその他の法律に規定する事項の規範 6. 通信・放送資源の管理 7. 通信・放送競争秩序の維持 他	1. 放送通信融合政策の立案、融合サービス活性化および関連技術開発、電波に関する政策の立案 2. 放送・通信政策の立案、放送・通信市場競争活性化政策の立案 3. 利用者保護政策の立案、事業者不正行為調査および紛争調整 など
連邦政府・州政府に対し、独立している。	行政院(内閣)が委員の選定を行い、立法院(国会)が同意権を行使する。委員会は法律に基づいて独立の職権を行使するとされる。	KCCは法律上、中央行政機関とみなされる。しかし、以下の事項については首相の行政監督を受けない。 ・放送事業者の許可・再許可・承認・登録・取り消しなどに関する事項 ・放送プログラムおよび放送広告の運用・編成に関する事項 ・韓国放送公社理事の推薦に関する事項 ・韓国教育放送公社役員および理事の任命に関する事項 ・放送文化振興会役員任命に関する事項 ・放送の独立性保障のために必要な事項として大統領令に定める事項
委員に、州議会議員を含む機関と、そうでない機関がある。州議会議員を含む機関では、各政党から、議会での比率に応じた人数が委員に就任する。	委員会は毎年の成果報告や改善提案について、立法院への事後報告の義務があり、年度報告書を提出するほか、立法院で議員の質問に答える。	委員長は国会に出席して、委員会の所管事務に関して意見を述べることができ、国会の要求がある時には出席して報告や答弁をしなければならない。 委員会は毎会計年度終了日後3か月以内に当該会計年度の委員会業務遂行に関する報告書を国会に提出しなければならない。
○有害コンテンツ規制 「青少年メディア保護州間協定」により、戦争や暴力行為の賛美、人種・宗教的憎悪をおおるもの、わいせつなものなどを禁止 ○広告規制	○番組・広告規制 ○青少年保護のための番組レーティングあり	放送通信委員会の設置および運営に関する法律第18条により設置が定められたKCSC(Korea Communications Standards Commission, 韓国放送通信審議委員会)が実施。主な審議規定は以下の通り。 ・「憲法」の民主的な基本秩序の維持と人権の尊重に関する事項 ・児童および青少年の保護と健全な人格形成に関する事項 ・公衆道徳と社会倫理に関する事項 ・両性の平等に関する事項 ・報道・論評の公正性・公共性に関する事項 など
公共放送に対する権限は持たない。公共放送の監督は、公共放送の内部の放送評議会が行う。	番組内容についてはNCCが商業局と同様に規制するが、運営には直接関与しない。	KCCの規制は公共放送も対象。KBSは運営計画・決算書をKCCに提出する義務がある。KCCは、KBSの最高議決機関である理事会の理事推薦、監事の任命、定款変更の際の認可などを行う。